

みんなで育てよう

あさひっ子

旭区 障害児通所支援事業所あんない



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



まくい



はじめに ----- **2 ページ**

障害児通所支援事業所とは

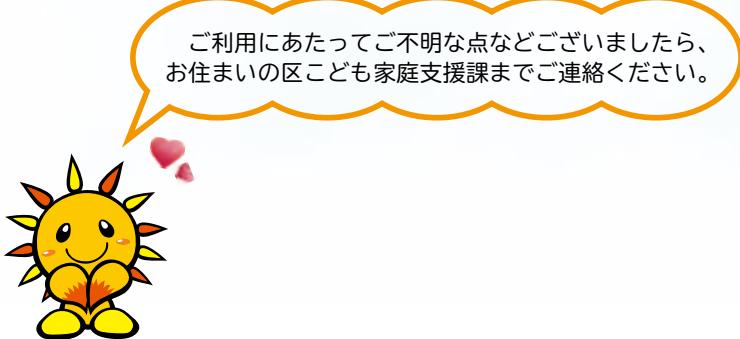
計画を立てて事業所を選ぶ

利用までの流れ

利用料金

児童発達支援事業所 ----- **4 ページ**

放課後等デイサービス事業所 ----- **34 ページ**



この冊子は、令和7年12月末現在で横浜市に登録のある、旭区内の事業所が掲載されています。令和7年12月1日時点の情報ですので、最新の内容は各事業所にお問い合わせください。

旭区役所こども家庭支援課 電話 045（954）6117

はじめに

この冊子は、障害者手帳をお持ちのお子様や、障害者手帳がなくても地域療育センターや医療機関等で発達障害の診断を受けているお子様に向けて、通いの場で療育を提供する、旭区内の障害児通所支援事業所の情報をまとめたものです。お子様に今、何を学んでほしいか、保護者とお子様が共に考えることが大切です。この冊子が、通所先の事業所を選ぶときの道しるべとなり、お子様の健やかな成長の助けとなれば幸いです。わからぬことやお困りごとがありましたら、お住まいの区こども家庭支援課にご連絡ください。

● 障害児通所支援事業とは

2012年4月に児童福祉法に位置づけられてはじまつた事業です。障害者手帳をお持ちのお子様や、障害者手帳がなくても発達障害の診断を受けているお子様を、家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて支援するとともに、保護者の方に向けた相談や助言を行います。主に未就学児を対象とした「児童発達支援」と、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」、保育所や幼稚園、小学校を訪問して集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」等があります。提供される支援の内容は多種多様ですので、見学（場合により体験）して選ぶことをおすすめします。

● 計画を立てて事業所を選ぶ

○お子様の1年後や将来の暮らしを、保護者とお子様が一緒に考えます。

「パン屋さんになりたい」「ユーチューバーになりたい」

「来年は小学生になるので、友達がたくさんでき、新しい環境に慣れてほしい」など

○希望する暮らしに近づくために、家庭で取り組むことを考えます。

「体調をくずさないように、睡眠をしっかりとる」

「好きなゲームをする時間を決めて、朝は決まった時間に起きる」など

○通う先の事業所に手伝ってほしいことを考えます。

「集団生活でのルールを教えてほしい」

「コミュニケーションの取り方を教えてほしい」など



○お子様に負担をかけ過ぎない1週間のスケジュールを考えます。

○事業所を見学します。

手伝ってほしいことや悩みなどを伝え、療育の内容、一日のスケジュール、スタッフの様子、他の利用児童の様子、利用料金、利用時間、送迎の有無などを確認し、ご希望にあう事業所と、具体的に利用する曜日や時間を決めていきます。保護者の方だけでなくお子様も事業所を見学（場合により体験）するとよいでしょう。

※このような計画は、サービス利用申請のときに必要です

保護者が作成する「横浜市こどもサポートプラン（※1）」か、障害児相談支援事業所（※2）が作成する「障害児支援利用計画」が必要です。

（※1）横浜市こどもサポートプランとは

障害児の心身の状況や環境をふまえ、これから的生活に必要な支援を考え、ご家庭でできることや、サービス事業所に依頼する内容を決める計画です。用紙は横浜市のホームページと、区役所にあります。

横浜市 こどもサポートプラン



→

（※2）障害児相談支援事業所とは

障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する事業所です。詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。

障害者 相談支援 横浜市



→

● 利用までの流れ

相談

区役所と事業所のそれぞれに相談してください。
どちらが先でもかまいません。

見学

(場合により体験)

事業所に直接ご連絡ください。

申請書等の提出

利用される事業所が決定したら、お住まいの区の区役所こども家庭支援課で手続きしてください（土曜開庁日は対応していません）。当日はお子様同伴でなくてもかまいません。

持ち物：ご本人確認できるもの、障害者手帳、
横浜市こどもサポートプラン（※1）
又は障害児相談支援事業所（※2）が作る障害児支援利用計画等

聞き取り

利用の可否を判断するため、世帯の状況やお子様についてお聞かせいただきます。

支給決定 (受給者証交付)

調査の結果をもとに、区役所で利用の可否を決定します。
結果は郵便で通知します。

※利用日数は、必要分だけを決定します。週5日（月23日）を越えた利用は原則できません。

契約・利用開始

受給者証を事業所に提示し契約、利用を開始します。
利用回数の変更や事業所を追加したい場合は、あらかじめ区役所で変更の申請が必要となります。

● 利用料金

障害児通所支援を利用した場合は、利用者負担を支払っていただきます。所得に応じて上限月額（0円、4,600円、37,200円のいずれか）が設定され、1か月に利用したサービス量に関わらず上限月額以上の負担は生じません。

● 幼児教育・保育の無償化

満3歳になった後、最初の4月から小学校入学までのお子様は利用者負担が無償化されます（幼児教育・保育の無償化）。ただし、おやつ代など、事業所により異なる実費負担がありますので、事前に事業所へご確認ください。

● 高額障害児通所給付費

障害児のきょうだいがそれぞれサービスを利用している場合や、一人の障害児が緑とピンクの受給者証を持っている場合などは、支払った料金の一部が返還される場合がありますので（高額障害児通所給付費）、区役所の担当までお問い合わせください。

● 利用者負担上限管理

複数の事業所に通所する場合、負担上限月額によって、上限額を越えて利用者負担を支払うことがないよう、事業所に上限管理を依頼する必要があります。原則として、最も多く利用する事業所に利用者負担上限管理依頼（変更）届出書を記入してもらい、区役所担当までご提出ください。

● サービス利用開始後の手続き

利用開始後、次のような場合には、変更申請が必要になることがあります。区役所担当までご連絡ください。

- ・支給決定期間終了に伴い、受給者証を更新する。
- ・通所日数の変更や通所先を追加する。
- ・サービスの利用を支給期間の途中でやめる。
- ・転居する。
- ・サービスを追加する。
- ・受給者を変更する。